

## 県外調査及び参考人（有識者・関係団体）からの意見聴取の実施状況

### 1 県外調査の実施状況

調査期日	調査先	概要	
8月21日（月）	千葉県	説明	参考資料2-1
		質疑	参考資料2-2
8月22日（火）	埼玉県	説明	参考資料2-1
		質疑	参考資料2-2
	JDF （日本障害フォーラム）	説明	参考資料2-1
		質疑	参考資料2-2

### 2 参考人招致の実施状況

委員会期日	招致した参考人	意見聴取の概要
9月21日（木）	植木淳 名城大学法学部教授	
	意見陳述	参考資料3-1
	質疑	参考資料3-2
10月12日（木）	(1) 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 内田 順朗 会長	
	意見陳述	参考資料4-1
	質疑	参考資料4-2
	(2) 三重県自閉症協会 中野 喜美 会長	
	意見陳述	参考資料4-1
	質疑	参考資料4-2
	(3) 特定非営利活動法人三重難病連 西山 幸生 副会長	
	意見陳述	参考資料4-1
	質疑	参考資料4-2
	(4) 一般財団法人三重県知的障害者育成会 高鶴 かほる 理事長	
	意見陳述	参考資料4-1
	質疑	参考資料4-2
10月17日（火）	(1) 特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会 山本 武之 理事長	
	意見陳述	参考資料4-1
	質疑	参考資料4-2
	(2) 公益社団法人三重県障害者団体連合会 世古 佳清 会長	
	意見陳述	参考資料4-1
	質疑	参考資料4-2

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会 県外調査の概要

1 実施期間

平成 29 年 8 月 21 日（月）～8 月 22 日（火）

2 調査先

- (1) 千葉県（8 月 21 日）
- (2) 埼玉県（8 月 22 日）
- (3) JDF（日本障害フォーラム）（8 月 22 日）

3 調査の概要

(1) 千葉県

【調査内容】

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定の経緯や条例の見直し時に行われた議論、条例に基づく取組の状況・取組の効果、取組を通じて把握された課題等について

【説明概要】

- ①「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、障がい者差別の解消を目的とした全国初の条例として、平成 18 年 10 月 11 日に成立した（平成 19 年 7 月 1 日施行）。この条例は、堂本知事（当時）が提唱した「健康福祉千葉方式」（※1）にのっとり、当事者からの提案、事例募集、研究会での議論、タウンミーティング等の開催を経て成立したものである。

※1 「行政が案を作るのではなく、民間が案を作る」という発想に立ち、施策や計画の策定を進めようとする考え方

- ②この条例では、身近な地域と県中央での重層的な事案解決の仕組み（相談と紛争解決の体制）を規定

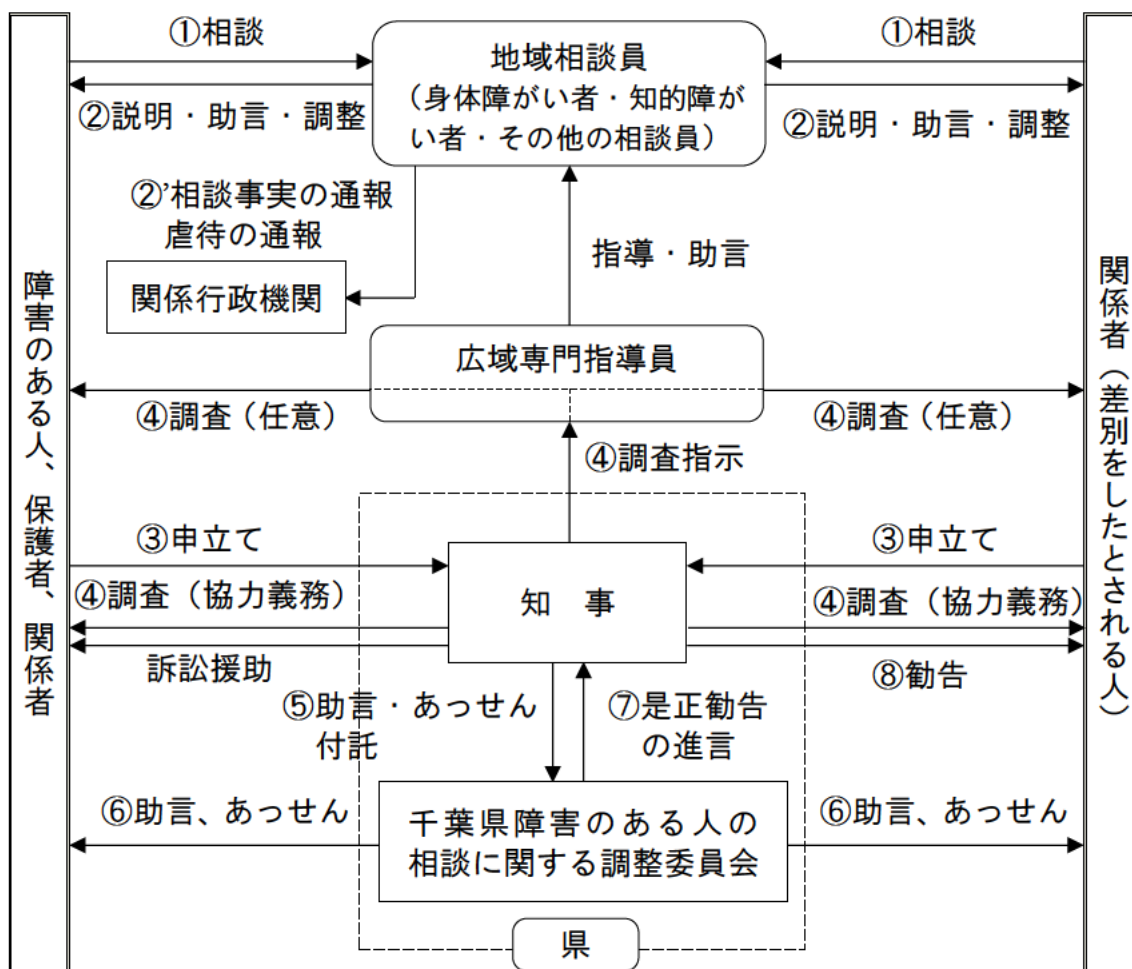
- ◎相 談：地域相談員による助言・調整（広域専門指導員の指導・助言によるバックアップ）

地域相談員	約 580 人	身体障害者相談員などのほか、精神障がいや人権擁護などの専門家などを任命
広域専門指導員	16 人	16 の圏域を単位として配置

- ◎紛争解決：「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（※2）による助言・あっせん

※2 委員は、29 年 4 月時点で、19 名（うち障がい当事者が 7 名）

## 《事案解決の仕組み》



③相談件数は、平成19年から平成28年までの10年間で2,035件（1年平均で、約200件）ある。平成28年度の相談事案は、年度内に9割以上が調整に至った。

④条例の周知・啓発については、課題がある（県民の認知度が30%に届いていないなど）。

### 【質疑応答】

参考資料2-2のとおり。

## (2) 埼玉県

### 【調査内容】

「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」の制定の経緯、条例に基づく取組の状況、取組の効果、取組を通じて把握された課題等について

## 【説明概要】

- ①「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」は、障害者権利条約の批准後も、障がい・障がい者に関する理解が深まっていないという状況を踏まえて制定された。この条例では、差別の禁止のほか、社会参加の推進、障がい・障がい者や共生社会に関する正しい知識を持つための教育の推進など、共生社会実現等の施策も規定している。
- ②この条例は、議員提案によるものであり、議会においては、差別を定義すべきではないか、助言・あっせんの際の基準を定めるべきではないかなど、条例の文言について様々な議論が行われた。また、職員の育成についてどのような取組をするのか、「広域専門相談員」に障がい当事者を入れることはできないかなど、施行後の運用を想定した議論も行われた。
- ③相談窓口については、埼玉県社会福祉協議会の権利擁護センター内に設置し、相談に対応している（権利擁護センターでの平成28年度の相談件数は41件）。

合理的配慮の不提供	6件
不当な差別的取扱い	7件
制度の問合せ	28件

相談対応を通じて、相談者が求める合理的配慮と事業者が考えている合理的配慮の間に差があることが分かってきた。

- ④市町村の窓口相談では、公的機関に対する相談（例えば、学校でのものとして、聴覚障がいのある児童・生徒の試験時の配慮）が多いと聞いている。
- ⑤地域協議会については、条例で設置が義務付けられた。現在、合理的配慮のガイドラインの策定を検討している（当事者と事業者の考える合理的配慮が異なっているかをアンケートで浮き彫りにした上で対応する）。
- ⑥条例施行前に、県民意識調査をしていないため、条例の制定による県民の意識の変化は、総量的な形で把握できていない。そのため、施策のアウトカムがしっかり見えないという課題はあるが、県民が日常的に障がい者に声掛けをするといった活動が日常的に行われるようになることが望ましいと考えている。

## 【質疑応答】

参考資料2-2のとおり。

### (3) JDF (日本障害フォーラム)

#### 【調査内容】

障害者差別解消法などの現行法制度上の課題、障がい者差別解消条例で規定すべき事項、障がい者差別解消条例の制定推進などに向けた障がい者団体の全国組織における考え方等について

#### 【説明概要】

##### 〔JDF の取組〕

- ①JDF (日本障害フォーラム) は、13 の全国の障がい者団体・関係団体で構成されており、2004 年に設立された。設立の時期は、障害者権利条約の策定の議論が始まった頃で、JDF の代表者も、条約交渉に、政府と一緒に参加した。
- ②障害者権利条約の批准に当たっては、国内法の整備が課題であったことから、障がい者制度改革が国で始まり、その議論にも参加した。
- ③障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立などの成果が出た後、活動は第二ステージに入り、JDF では、その点の取組を進めている。例えば、障害者権利条約は、民間団体にも国連へのレポート提出権（パラレルレポート）を認めており、JDF の構成団体が核になり、その他の団体にも声をかけながら、パラレルレポートの作成を進めている。
- ④これまで障がい者差別の禁止の制定に取り組んできたが、それが各地でどのように各地で実施されているのか、特に相談などがどのように有効に行われているのかを調査している。
- ⑤JDF では、実効力と調整力を伴った差別禁止法制を作ろうと取り組んできた。昨年スタートした障害者差別解消法は、大きな一歩ではあったが、裁判に訴えられるまでのものではない。我々は、実効力と調整力を伴うよう、障害者差別解消法の見直しをお願いしたいと思っている。
- ⑥障がい者差別解消条例がなぜ必要かについては、障害者差別解消法には、「かゆいところに手が届かない」という要素があるためである。例えば、実際にあった事案では、虐待なのか、差別なのかが微妙で、障害者虐待防止法や障害者差別解消法で対応できるかが難しいものがあつたが、条例による相談体制がテコとなり、解決できたものがある。
- ⑦障害者差別解消法では、相談体制や紛争解決の仕組みが非常に弱いであるため、それらの実効性を高めるという意味では、条例は不可欠だと

思っている。やや特殊だが、千葉県は、条例で裁判支援を規定しているし、多くの条例では、あっせんに応じなかった場合には、名前の公表を規定しているので、実効性をある程度担保している。

#### 〔構成団体の取組等〕

##### （日本盲人会連合）

- ①視覚障がい者は、情報障がい者であり、日常生活を行う上で様々な課題を抱えている。例えば、預金通帳を作ろうとすると、本人確認のサインができず、銀行取引ができないといった困難に直面する。
- ②障害者差別解消法は、行政機関が法律を作ったという経緯もあり、国会や裁判所に適用が及ばない。議員活動をされる際には、視覚障がい者、聴覚障がい者への情報保障をしていただきたい。

##### （全日本ろうあ連盟）

- ①聴覚障がい者も情報障がい者である。手話、文字情報などの人的支援が絶対に必要である。現実問題としては、職場での差別・合理的配慮の不提供が多い。その点は、条例で補完できるようにしてほしい。
- ②手話通訳者などの人的支援が必要になるが、人件費がかかるため、その面で行き詰まる。また、ろうあ者に対する理解そのものも十分に広がっていない状況にある。
- ③条例では、まず障害者差別解消法の啓発をもっとやるべきであるし、市町村の範囲で、差別や合理的配慮の不提供を相談できるところを必ず作るべきである（ろうあ者の場合は、手話ができる相談場所が必要）。その上に、都道府県レベルの相談窓口を作り、相談事例の積み重ねによって、法の見直しにつなげていけるような内容に変えていってほしい。

##### （日本身体障害者団体連合会）

- ①日身連では、条例についても、実効性を担保する上では、極めて重要であると考えている。年に一回、様々なところで大会を行っているが、ここ数年は、障害者差別解消法の重要性和と条例をいかに全国的に展開するかを議論している。
- ②国民的な理解を得ることの重要性を感じており、周知啓発について、加盟団体と連携しながら、取り組んでいるところである。

#### 【質疑応答】

参考資料2-2のとおり。

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会県外調査(千葉県)での質疑応答

参考資料2-2

質問	回答
<p>重度障がい者で気管切開をしている子どもが、母親の働く場を確保するために保育所に入所している具体的な事例はあるか。</p>	<p>医療的ケア児の入所に関する具体的事例に関して、今の段階で把握している事例はない。</p>
<p>2006年に条例ができたことについて、堂本知事の働きによるところが大きかったのか、何か問題があって条例を作るようになったのか。</p>	<p>堂本知事は非常に強く推進されていたと当時の記録にも残っている。当初、第3次千葉県障害者計画を策定するに当たり、「条例の制定」を重要施策の一つに挙げたが、報道などによって「条例が全国初」と特出しされたこともあって、世論の動きが後押しになった。</p>
<p>条例案を提出後に撤回し、出し直した経過について。</p>	<p>主なものとしては、既に教育分野で行われていた就学指導に逆らうことになるのではないか（統合教育の方に姿勢が向いているのではないか）、「障害」の定義が曖昧ではないか、現場の声をもう少し聞いたほうがいいのではないかなどの意見があったため、再検討を行うことになった。</p>
<p>条例の改正を行っている点の具体的な内容について。</p>	<p>条例の改正は、主に法律の改正等に伴うものである。一つは、平成24年に、地方分権一括法の成立によるもの（身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく身体障害者相談員、知的障害者相談員が県の事業から市町村に事業に移ったこと）。もう一つは、平成24年10月に障害者虐待防止法ができたことによるものである。</p>
<p>地域相談員は、具体的には、どういう役職の方が就いているのか（例えば、民生委員なども就いているのか）。</p>	<p>地域相談員については、大きく3つに分類されている。身体障害者福祉相談員、知的障害者福祉相談員に関しては、県からも、相談員への就任をお願いしている（市町村の相談員と兼ねる）。その他の分野の相談員としては、人権擁護や、例えば不動産、商品・サービスの提供者など、各分野の方をお願いしている。これらに関しては、障がい者施設の相談員、ソーシャルワーカー、人権擁護員から選定しているほか、不動産協会などから推薦いただいた方から選定している。民生委員に関しては、7月1日に任期改定があり、推薦し直しを進めている。</p>
<p>条例と障害者計画との関係について、推進会議に出された「13の課題」の一つ一つを見ていくと、千葉県の計画とかぶる部分もあるが、この「13の課題」は、差別解消に特化した部分を抜き出しているのか、計画との関係性を聞きたい。 また、この計画は、議会での議決が必要なのか。</p>	<p>条例は、権利擁護という意味で非常に大きなツールである。千葉県障害者計画は、8つの章に分かれており、その中の「権利擁護」というパートの中に、様々な障がい者条例にまつわる施策を盛り込んでいる。「13の課題」は、障害者計画というよりも、調整委員会から投げかけられたものである。当面の課題として、推進会議での検討を投げかけられたものである。権利擁護の一環であるので、障害者計画と密接に関係している。また、障害者計画に載っているものもある。障害者計画については、障害者基本法で議会への報告事項になっている。</p>

質問	回答
<p>「健康福祉千葉方式」は、「行政が案を作るのではなく、民間が案を作る」という逆転の発想に立ち、数多くのタウンミーティング等を開催して練り上げられたとのことだが、「民間」というのが漠としている。自発的に行動を起こすとはとても思えないので、行政指導でやられたということはないか。</p>	<p>当時、ある程度は行政が最初は振り付けをしたという面もあるかと思われるが、だんだん人が集まるようになり、その中で自発的に動く人がいらっしゃる。民間の委員を集めた会議は、当時、謝金は出していなかった（旅費は支払った）。何十回も会議をすると、お金もかかったと思われ、行政が「やりましょう」と言うだけでは、それほど会議を開くことはできなかつと思われる。 最初は行政から働きかけたかと思うが、だんだん「うねり」が出て、動いていこうと民間から集まった方のイニシアチブがあり、それで動いていったという記憶がある。</p>
<p>タウンミーティング等を32回されたほか、第3次千葉県障害者計画を策定するときも、22回のタウンミーティングをしたとのことだが、どのようにされたのか。「民間が」という話であるが、よく分からない。</p>	
<p>第3次千葉県障害者計画推進作業部会等があったとのことだが、これは、従来の「〇〇審議会」といったものとはどこが違うのか。知事の附属機関としての審議会とは、全く質の異なるものということなのか。</p>	
<p>「障害」と漢字を使っている意味について。</p>	<p>障害の「害」の字については、千葉県の場合、障害者基本法などの様々な法律が「害」の漢字を使っているということで、それに合わせて使っている。</p>
<p>条例の名称が「障害がある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり」となっていることについて、積極的に「障がい者差別解消」という言葉を条例の名称に入れなかった経緯を聞きたい。</p>	<p>この条例の前文は、「障害のある人もない人も、誰もがお互いの立場を尊重し支え合いながら安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である」と述べており、このような社会を目指すためには、障がいのある人への誤解や偏見をなくしていくための取組が必要であることが示されている。そこで、私どもが目指すべき地域社会——共に支え合いながら安心して暮らすことのできる社会をタイトルにしたのかと思われる。</p>
<p>条例の制定から約11年、様々な取組をされているが、数値として成果が顕著に表れてきたとか、こういうような判例（のような事例）がなくなったなどがあれば、参考したい。</p>	<p>成果としては、相談対応がある。 相談事案は、年間で200件近くになるが、約94%の事案について、何らかの解決に導いた。必ずしも完全な解決というわけではないかもしれないが、何らかの解決に導いていくことができたという点では、障がい者差別の解消に結びついていっているものとの若干の自負はある。</p>



質問	回答
10年間で、2,035件の相談があり、90数%を解決したとのことだが、この件数について、条例の施行前と施行後でどのくらい件数が増えたのか。また、現在の件数は多いものなのか、本来ならばもっとあるべきものか、その点をどのように捉えられているか。	<p>条例施行前については、相談対応そのものが条例に基づく仕組みあるため、相談件数の状況は把握できていない。</p> <p>条例の施行当時は、約300弱の相談があったが、近年は約150件程度まで落ちてきた。</p> <p>ただ、全体としては、約800件ほどの相談をいただいております。差別に関する相談を抽出した場合に「150件」となっている。そのため、全体の数字として変わっているということではないが、純粋に差別に関する相談というものが減ってきている。その背景までは、まだ分析できていない。</p> <p>28年は、障害者差別解消法が施行されたこともあり、約200件弱の相談が寄せられた（速報値）。</p>
この条例の認知度が上がっていないという課題があるとのことだが、今後の啓発活動においては、どのような対応を考えているか。また、教育現場における啓発の取組の実績等があれば、教えてほしい。	<p>今後の啓発については、障害者計画のところで詰めている段階が多々あります。ただ、教育現場での周知・啓発については、障害者計画の策定に当たっている委員からもご意見等をいただいております。現状としては、広域専門指導員が、それぞれの地域において、学校現場を回るなどして広報活動をされている。</p> <p>また、一部ではあるが、福祉を学べる高校がありますので、そちらに赴き、特別授業の形で授業をしている。</p>
広域専門指導員について、健康福祉センターや障害者相談センター等に所属をしているとの表現がある。実際のところ、相談員がどこにいて、どこへ行けば、相談できるのか。その際、「中核地域生活支援センター」は、どういう関連があるのか。	<p>現在、地域相談員は、民生委員に近い考え方で運用している。</p> <p>ご自宅や職場などを連絡先としており、その連絡先は、市町村に周知をお願いして、市町村のホームページや福祉に関するお便りなどで公表している。</p> <p>広域専門指導員は、各保健所に専用の相談電話を引いている。そのため、相談専用電話を周知している（保健所、いわゆる健康福祉センター内の専門の連絡先をご案内している）。</p> <p>また、千葉県の場合、障害者手帳に、障害者福祉推進課の連絡先をご紹介し、差別に関する相談があった場合、関係する相談先をご案内している。</p> <p>「中核地域生活支援センター」は、県の条例とは別の機関であり、児童、高齢者、障がいのみならず、いわゆるワンストップの「何でも相談」の相談先として、24時間・365日対応している。</p> <p>「中核地域生活支援センター」は、主に障がい分野において、障がい者やそのご家族の支援を主に受け持っている組織である。相談対応もしていただいております。広域専門指導員と連携している。例えば、「中核地域生活支援センター」に障がい者差別に関する相談があったという場合は、県の相談先をご案内していただいております。県で差別に関する相談を受ける中で、本人支援（福祉サービスの調整など）が必要なケースで、条例では対応しきれない部分については、「中核地域生活支援センター」をご案内する。</p>

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会県外調査(千葉県)での質疑応答

参考資料2-2

質問	回答
<p>相談員の配置に関し、県として、どれくらいの予算を確保して、これを運営しているのか（組織的な点と予算的な点）。</p>	<p>地域相談員に関しては、一律定額での予算は取っていない。「活動に応じて謝金を払う」という形で運営している。広域専門指導員については、県の特別職の公務員、いわゆる「嘱託職員」という形で雇用している。 全体額では、年間で約4,000万から5,000万円ほどの予算を、広域専門指導員に割いている。</p>
<p>広域専門指導員や事務担当職員、他県の職員などと、それぞれの事例・事象によつての研修等も重ねられてきたのだと見てとれるが、新しい課題が出てきて、相談の自身等も色々ある中で、研修等による解決というようなものはあるのか。</p>	<p>広域専門指導員については、それぞれの地域における相談活動のいわゆる「かなめ」となっている。そのため、地域相談員が相談対応した場合、広域専門指導員に全ての相談が集約される。 広域専門指導員が対応に困難を感じてしまった場合や、協議する必要性が生じた場合などには、毎月1回の広域専門指導員会議で、事例検討やアイデア出しを行っている。それらを通じて、事例に対する方針などを参考として各圏域に持ち帰っていただいている。 他県からの点について、先ごろ条例を制定した茨城県から、千葉県での対応を参考にしたいと、県の連絡調整会議、専門指導員の会議に参加をしたいという要望をいただいたので、情報共有や議論への参加をしていただいている。</p>
<p>企業や学校などからの相談はあるのか（差別が起こらないように、事前に、事業者が相談するという姿のほうがすばらしいかなと思う）。</p>	<p>事業者などから、「こういったことは、差別になるのか」といった相談は、一定数いただいている。ただ、全体の割合としては、かなり低い数字となっている。28年度の速報値で、相談件数が190件あるうち、そうした相談は5、6件ほどであったかと思う。</p>

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会県外調査(埼玉県)での質疑応答

質問	回答
埼玉県では、自民党県議団が中心になってまとめたと聞いているが、障がい者団体の意見や学識経験者の意見などを聞いているか。	障がい者団体については、自民党のPTが「埼玉県障害者福祉協議会」からヒアリングをしている。その協議会には、39の加盟団体が属しており、執行部とも相談して選定された。学識経験者のヒアリングはしていないと思われる。自民党では、パブリックコメントを実施しているが、その際には、「もう少し当事者の意見を聴いてほしかった」というご意見もあったようである。
障がいの担当部局の体制・人数について教えてほしい。また、当局が条例案を提案するという事にはならなかったのか。	障害者福祉推進課は約26人、障害者支援課は約24人の職員がいるので、合計で約50人の体制となっている。
条例ができたことについて、障がい当事者の反応はどうか。	障がい者団体については、条例と差別解消法を含めた気運を高め、積極的に事業展開を行っているほか、県に対する要望や意見が増えている。反応については、具体的にはなかなか難しい部分があるが、執行部としても、ご意見を聴きながら、施策に反映することの追い風としていきたいと思っている。要望活動や差別解消地域協議会においても、意見交換がスムーズになってきているという気がする。それがうまく好循環になる形にして、施策の打ち込みができ、かつ、共生社会条例の実現に補足ができれば良いと思っている。
自民党のPTで聴き取りをしながら作ったとのことだが、この条例はPTで策定した後、議案として提案し、常任委員会に付託をしたという流れか。常任委員会での議論での答弁者は、自民党のPTの方がされたという理解でよいか。	ご指摘のとおり、自民党の会派から提案され、所定の常任委員会に付託された。基本的には、提案をした自民党の委員が答弁している。
上程前に、全員協議会等で、この条例案を自民党から全議員に説明をするといったプロセスはあったか。	その点については、議会運営委員会の中で、自民党から、こういった条例案を提案すると説明している。
この条例では、「助言・あっせん」の申立てに関し、県による合理的配慮の不提供が対象から外れているが、それはなぜか。他の道府県では、道府県の合理的配慮を外していることはないが、その点の議論はどうであったか。	行政機関については、障害者差別解消法で対応要領等を定め、相談体制を整備するという規定があるので、そこでのすみ分けという形で、条例上は整理しているようである。職員対応要領の中では、職員の懲戒処分等も規定されており、不当な差別的取扱いや合理的な配慮の不提供をした場合には、職務上の義務違反に当たることから、懲戒処分等に付されることがある。それによって読み込んでいると解釈している。

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会県外調査(埼玉県)での質疑応答

質問	回答
<p>「助言・あっせん」を行う主体については、社会福祉協議会に委託をされているのか。</p>	<p>窓口業務は委託しているが、知事による助言・あっせん行為が出てくるのであれば、本課（執行部）で対応することとしている。つまり、丸投げではなくて、両輪のようなものである。窓口業務は委託しているが、その中身で判断が必要な案件については、本課で対応するという仕組みを作っている。</p>
<p>市町村の相談体制は、おおむね全てのところで整っているか（相談件数は把握されていないとのことだったが、体制としてはあるのかというところをお聞きしたい）。</p>	<p>市町村については、窓口はあるが、制度上は、障がい福祉担当課が窓口として設置されているという状況であり、物量的にはそれほど変わってはいないかと思っている。</p>
<p>広域専門相談員の身分はどうなっているか（非常勤の嘱託職員であるのか、県から委嘱しているのか）。</p>	<p>常勤の職員として設置している。非常勤ではなく、必ず1人常勤を置くこととしている。</p>
<p>「教育の推進」について、「県は、学校において、正しい知識を持つための教育が行われるよう努める」とあるが、どの範囲で、どの程度の内容の教育がされているのか。</p>	<p>教育のカリキュラムの中にまで食い込んでいる状況ではない。「障害者週間」における県民のつどいなどのイベントの形で事業展開を行っている。本来であれば、カリキュラムの中に取り込んでいくとか、個別の学校でという形が望ましいと思うが、まだそこまでの段階には入っていない。スポット的な事業の中で取り組みながら、進めているような状況である。</p>
<p>「差別解消に向けての差別事例の周知」について、どのような方法で、どのように普及啓発をされているのか。</p>	<p>「何が差別なのか」ということがグレーな部分があるので、まずは当事者などが受けている差別と、それがどこまでが差別なのかについての事例集を作り上げ、地域協議会でそれを発信していこうというアプローチをとっている。まずは、事例収集とそれに対するアンケートをしながら、差別事例の収集をして、事例集を作り、それを発信していきたいと検討している状況である。</p>
<p>「説明会の開催」について、事業者や行政職員に対して行っているとあるが、教育現場に対して、こういった説明会などを開催したことがあるのか（私立については、一部記載をされているが、公立学校については、あまりこういうことはされていないのか）。</p>	<p>障がい福祉担当課が主体的に教育委員会に対して、アプローチをしているが、校長会などに対してという形では対応していない。職員対応要領を教育委員会ごとに作成している部分があり、それに基づいて教育部局が対応すると考えている。その詳細は、確認していないが、所属長に対しての周知は行っている。ただ、学校現場、教員に対する部分について、どこまでいっているかは、把握していない。</p>
<p>所管部局としては、その後の対応は基本的に教育委員会に委ねられているという理解でいいのか。教育現場で特に問題がなく、「その他の施策で周知をしているからいい」として外しているわけではなく、まず所属長に周知していくという流れをとっているということか。</p>	<p>現状は教育委員会に委ねている。合理的配慮の相談事項では、入試での配慮を求めることが、各現場で起きているとは聞いている。それに対して、現場では、職員対応要領に基づき、きちんと対応しているとの報告はあった。例えば、①リスニングの関係での配慮を行った、②車いすの方で、会場にエレベーターがないときは、1階に配置している、などの報告は聞いている。</p>

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会県外調査(埼玉県)での質疑応答

質問	回答
市町村に関して、さいたま市では、同様の条例が制定されているとのことだが、他にも条例を制定しているところはあるか。	さいたま市のほか、新座市が「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」を制定している。これは、障害者差別解消法ができる10年ほど前に制定しているものである。さいたま市は、障害者差別解消法の施行の少し前に制定している。それ以降の動きは、今のところない状況である。
障害者差別解消法の施行に伴って、市町村では地域協議会を新たに設置したか。	全市にあるわけではないが、設置の方向で、協議会の設置についての促しなどの働きかけをしている。 県内の町村については、合同設置という手法——類似する協議会と裏表でやるという手法が比較的多いという印象である。そのため、設置は3分の2ぐらいに達していると思う。「新たに」ということではなく、既存の類似する協議会に部会などを作り、それに対応しているとの調査結果がある。
障がい当事者やその関係団体のご意見を聴くのは、当然のことであるが、サービスの提供者のご意見を聴くというのも、同時に行われているのではないかと推測される。 また、条例の施行される前に、市町や県に相談があり、合理的配慮の範囲を定義するといった調整を事業者としているのかということも推測されるが、現状はどのような状況になっているか。	現状では、合理的配慮について、どこまでが合理的配慮で、どこまでが合理的でないかという判断はなかなかできず、事業者への説明は難しい。 地域協議会では、まずは事業者側が考えている合理的配慮はどのレベルなのか、また、当事者が求めている合理的配慮はどこまでなのかを調べ上げつつ、当事者団体から聴いた声を発信し、お互いの認識の相違を理解してもらいたいとの議論があった。そういう過程を踏んで、中間的なところ県として落とし込んでいきたい。 事業者からは、「どこまでをやればいいのか」というお声はある。ただ、「どこまでやるのか」を今の段階で示してしまうと、そこをクリアすれば、それ以上いらぬとの判断に陥りがちだということに危惧している。どこまで幅を持たせるのかをまずはしっかり分析していきたいと考えている。
県内の各地域でも、サービスの量・質に違いがあり、提供される合理的配慮にも違いがあって然りだということが分かる。市町への相談の内容によっては、県に上がってくるものもあるのではないかと考えられる。 県は、それをさばく立場にあると思われるが、現状において、そうした点がある程度整理されつつあるのか、まだ課題が大きく、条例を少しでも補強していく必要があるという認識か。	個別案件を見ていくと、合理的配慮の理解がかい離しているものが多い。まずは、そこをすり合わせ、合理的配慮のガイドラインを作っていきたいと思っている。そこが肝になってくる。 内閣府から、今年の4月1日にガイドラインが出たが、グレーで、読み込もうと思えば、どこまでも読み込めるなどの曖昧さがある。 市町村からも、その点をどう回答したらいいかという相談があるので、その点が県の地域協議会で役割を果たすところだと思う。ジャッジはできないが、ある程度の方向性が判断できる材料を作っていかなければいけないと思っている。

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会県外調査(埼玉県)での質疑応答

質問	回答
<p>千葉県の調査をしたとき、条例を作る前に差別事例の募集を行ったところ、約750件の応募のうち、約3分の1は教育案件であったと聞いた（学校と保護者の認識の違いもあると聞いた）。</p> <p>埼玉県では、教育案件での問題についてどのように捉えているか、また、どのような対応をされているか。</p>	<p>障がい福祉担当部局に上がっているものでは、入試や高等学校での合理的配慮の相談が非常に多い。市町村からのものについては、学校よりも、事業者のほうが多い。教育案件についての対応については、まだ情報を包摂していない状況にある。</p> <p>ただ、教育委員会で上がっている案件については、本来であれば、障がい福祉担当課にも上がってきて然るべき話であるが、そうした情報が上がってきていないということは、情報収集が足りないかと思う。</p> <p>学校の認識と当事者の認識の違いは、特別支援学校ではあると聞いている。小中学校においても、保護者の考え方と学校の考え方に違いがあることは、想定されることだと思う。</p>
<p>県には、労働委員会がある。本来は、労働組合との調整やあっせんが任務だが、個別事案も取り扱っている都道府県も多いと思う。労働委員会には、強制力もありますし、使用者側もプロがいるが、労働委員会を活用するといった議論はなかったか。</p>	<p>障がい者雇用に関しては、障害者雇用促進法の対象となり、労働局で配慮義務などが議論されるということで、埼玉県の条例はゾーンが違っていると理解していただければと思う。</p>
<p>埼玉県共生社会づくり条例のチラシについて、団体、市町村、包括連携協定を結んでいる事業者に配布しているとのことだが、このチラシに関して配布先から意見、質問は出たか。</p>	<p>事業者や経済団体などには直接説明も行ったが、「合理的配慮は、どこまで『合理的』配慮なのか」という声が多かった。</p> <p>「周知はいいのだけれども、どこまでが合理的配慮の不提供になるのかを知りたい」という声、話があった。それが、事業者にとっては肝だと思う。そのため、それをきっちりやっていかなければいけないと思っている。</p> <p>また、リーフレットは、ホームページでダウンロードできる形にしてあるので、各団体で印刷して配るということもあるし、データでも送れる形にしている。</p>
<p>当事者やその団体から意見、質問は出たか。</p>	<p>リーフレットに関しては、それほどはない。</p> <p>意見交換の中では、差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する意見が出た。例えば、病院で、医療関係従事者は、マスクをして診療をするのは、差別的取扱いではないかという話が出ている。医療関係者のお話を聞くと、「感染症の予防のためにマスクをしている」とのことだが、障がい者団体からは、「口話ができないので、それは配慮してもらいたい」、「マスクを外してください」と言われる。そうしたかい離、溝があるということが分かってきた。</p>
<p>条例を作成するときに、合理的配慮をする側（特に小規模事業所、団体）の意見を聞いたか。</p>	<p>自民党のPT等では聴いていないようである（各議員の活動の中ではあるかと思うが、PTとして聴いたとの記録はない）。</p>

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会県外調査(埼玉県)での質疑応答

質問	回答
<p>障害者計画との関係について。条例ができたことにより、計画に、相談窓口の設置や、「助言・あっせんの手続を明記した」といったことを盛り込んでいく予定か。</p>	<p>障害者支援計画については、現在策定を行っている。 障害者支援計画の中では、共生社会づくり条例の理念を組み込む形になると思う。 相談窓口についても、現在、権利擁護として「障がい者の虐待防止」を盛り込んでいるので、その点に関連させて記載すると思う。 計画の作成に当たっては、障がい者団体からのヒアリングをしており、共生社会づくり条例の関係などを計画に反映させていきたいと考えている。</p>

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会県外調査(JDF)での質疑応答

質問	回答
<p>権利侵害の救済という意味では、相談、助言・あっせん、千葉県のような訴訟支援など色々な形があり、この充実度は一番大事なところである。 その意味では、どの取組が権利救済として効果があるか。</p>	<p>規定ぶりについて、大きく違うものはあまりない。大切なのは、条例ができた過程であると思う。障がい者団体や他の様々な事業者が、条例作りに関わったところは、その後のフォローアップや、チェックも効きやすい。 その点からは、千葉県が一番頑張っていると感じる（色々な個々の課題はあるが）。熊本なども、事例が行政から出ており、取組が進んでいると言えるのではないかと。また、明石市の条例には注目をしている。 今後、条例を作る流れであるが、名古屋市の障がい者差別相談センターも、相談の仕組みとしては、参考になると思う。茨城県も、似たような組織を条例で設置している。茨城の障がい者団体は、年に一回、行政に報告したり、集会やセミナーを開いたりするなどしている。行政機関と障がい者団体がつながっていくと、実効性が高まる。</p>
<p>条例を作った後も、また差別事例があったことを県民全体で意見交換するなど、障がいを持った方々とそれ以外の方との場作りも大切かと思う。地域支援協議会など、色々な制度があると思うが、こういったものを条例化している地域をご存じなら、教えてほしい。</p>	<p><u>自治体が、条例に基づいて自らそうした取組をしている例は聞いたことがない。</u>もし三重県が規定するならば、初めてのことになり、これから条例作りを行っていく県の参考になるのではないかと。 <u>条例を作ったり、制度を運用したりする場合には、形式的にはではなくて、当事者の声をできるだけ反映できる仕組みを条例の中に組み込んでほしい。</u>当事者参加をしっかりとやっていれば、条例そのものが発展していくという形がとれるのではないかと。</p>
<p>13の団体がJDFに加盟しておられるが、知的障がいの団体や、自閉症の団体などとの連携状況を教えてほしい（分かるようであれば、その団体の考え方を紹介してほしい）。</p>	<p>知的障がいについては、「全国手をつなぐ育成会連合会」が加盟している。 精神障がいの組織として、「全国精神保健福祉会連合会」（家族会）、「全国精神病患者集団」が加盟している。 自閉症の団体は、13団体の中にはないが、「日本障害者協議会」の中に、「日本自閉症協会」が加盟している。 それらの団体の考え方をここで代弁することは難しいが、例えば、障がい者制度改革推進会議などに、当時、知的障がい者の当事者の構成員がいた。公的な会議や検討の場にも、是非そうした幅広い団体の参加をお願いし、その席を確保することを望んでいる。 また、その話し合いにただ座るだけではなくて、実質的に参加できるような仕組み（障がい者制度改革推進会議でのイエローカード制など）を設けることが大事ではないかと思う。</p>



○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会県外調査(JDF)での質疑応答

質問	回答
<p>条例が上乘せ・横出しの役割を果たす例として、障害者虐待防止法の補完や、ぜい弱な紛争解決の仕組みのカバーがあるとのことだが、他に条例でカバーすべき具体例はあるか。</p>	<p>条例を作るときは、<u>差別や合理的配慮だけでなく、日常で困った事案があった際に、何でも相談できるという包括的な規定があると、なかなか良いかと思う。</u></p> <p>例えば、近所で解体工事が始まったが、近所に発達障がいの子がいて、騒音でパニック症状を起こして困ったという事例がある。こういった問題を障害者差別解消法で扱えるかということ、よく分からない。相談窓口に行って、話すことはできるけれども、自治体の窓口の方も困ると思われる。</p> <p>この事例は実際にあったが、相談員があっせんに入り、子どもの預かり先を確保するなどの措置を講じることで調整がついた。これは、障がい者差別禁止条例で解決されたものである。</p> <p>条例で、包括的に定義したもの、虐待やハラスメントも含むような相談の仕組みがあると、障がい者が相談しやすくなる。ここは、条例がカバーできるころだと思う。</p> <p>障害者差別解消法が縦割りだということは、非常に残念なところであり、ワンストップで相談できる体制が条例に求められているのではないか。</p> <p>また、条例では、センターなどの相談員への研修も必要になると思う。</p> <p>今後の法律の見直しに役立てるものという観点から言えば、差別の定義をしっかりとクリアしてほしい。</p> <p><u>障がい者制改革推進会議の差別禁止部会の議論では、「直接差別」、「間接差別」、「関連差別」、「合理的配慮の不提供」を「差別」と見るという議論をした。</u>JDFとしては、この点を改めて主張していきたいと思うので、是非、<u>条例で先取りして、「何が差別か」をはっきりさせてほしい。</u>そして、<u>差別行為があれば、行政の介入による仲裁の申出などにより、権利関係をきちんと打ち立てられるようにしてほしい。</u></p>
<p>日本は、141番目の条約締約国で、諸外国に比べて非常に遅くなったが、なぜ批准が遅れたか。また、批准が一気に進んだのは、なぜだったか。</p>	<p>条約は、2006年に採択され、日本も、2009年頃に批准案件として閣議まで上がった。ただ、その時点では、障害者差別解消法もできておらず、障害者基本法の改正案が出たという段階であった。そのため、批准によって日本の法制度が良くなる保障がなく、JDFから、批准を待つべきとの意見を出した。</p> <p>これを受けて、批准は中止となり、障がい者制度改革が始まった。これにより、障害者基本法の改正、障害者総合支援法と障害者差別解消法の成立が図られた。</p>

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会県外調査(JDF)での質疑応答

質問	回答
<p>障がいを持って生まれる子どもたちにも、将来を保障できる条件整備をしていく必要があると思うが、そうした場合の障壁はどういうものなのか、どのようにすれば、条例などで解決できるか。</p>	<p>医療的ケアの必要な子どもなどの条件整備、差別解消として考えられるのは、教育の場面での対応である。他の子と同じように、教育の現場や社会に参加できるようになるかということが一つ問題になると思われる。地域の条例で、教育での差別や、地域生活での様々なサービスの受け方についてカバーするものができるかと思う。</p> <p>日本の社会は、縦割り、横割りがきっちりしていて、例えば、教育という点では、学齢前、学齢期、社会進出の場面で、非常に大きな落差がある。<u>学校を出るまでは、情報保障、教科書等についても体制が整備されている。ところが、学校を出たとたん、何もない状況がある。</u>市役所や県庁から来る文書は、簡単に対応できる広報などについては、点字や音声があるが、それ以上の保障はない。行政手続や行政の中身については、それらがほとんど保障されていないという現状がある。<u>行政、民間を問わず、情報保障が切れ目なく、実効的になされる条例を作ってほしいし、様々な社会の階層の方が同じ場で議論できるような条例を作ってほしい。</u></p>
<p>条例で当事者がしっかりと位置付けられて、初めから入るとするのが望ましいということか。</p>	<p>例えば、事例として挙げた銀行の点は、財務省管轄のものもあれば、他の省庁が関係のあるものもある。その調整をできるのは、自治体だと思っている。そういう意味では、障がいのある人もない人も、皆が参加し、問題解決を図るシステムを条例の中に組み込んでいただければ、今は手が届かない課題もやがて手が届くようになって感じている。</p> <p><u>国連からも様々な文書が出ているが、小さな頃から、障がいのある人もない人もなるべく一緒に暮らす、学ぶようにする。こうしたことが、重度の障がい者が地域で生きていく上で基礎を作ると思う。</u>これまで、重度の障がい者は、小学校や中学校にいなかった。視覚障がい者や聴覚障がい者も、こうした活動をするようになって、初めて知り合うことになった。このような状況は、やはり遅いのではないかと思う。<u>重度の医療的ケアの子どもをどうするか、福祉サービスと直結するような話をする難しいと思うが、「皆が共に暮らせる県」といったことを政策的に応援することは、条例でも書き込めるのではないかと思う。</u></p>

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会県外調査(JDF)での質疑応答

質問	回答
<p>県内では、たくさんの事業所があり、サービスの質・量も違っていることから、対応が微妙なところもある。働きたい人が働く、あるいは、日常生活で何か困っているときに、移動できるようにするため、最低限必要なものというのがあるかと。ただ、この点の表現は非常に難しい実情がある。当事者から見て、施設提供者に対して、「こうした対応は求めたい」というものがあれば、お聞きしたい。</p>	<p>一般的に、公共施設などでの環境整備は当然必要だと思う。ただ、それ以外の部分は、話し合っていくしかないのかなと思っている。特に、合理的配慮を考えたとき、一つのラインを決めてしまうのは、危険なことである(状況によっても違うことであるため)。我々が望むことと先方ができることについては、建設的対話を通じて、合意形成をしていくというのが合理的配慮だと思う。全体として、「これはやってほしいが、これはここまでのラインである」というところを書いてしまうのは危険だと思う。合理的配慮を考える場合は、できるだけ事例を貯え、設置した相談機関がそれを持っておく。「ここまではできる」、「これは難しいかもしれないが、これならできるかもしれない」などと、合意形成を作っていく手助けができる機関が必要なのではないかと。差別解消法、差別禁止法ができていく国でも、合理的配慮の部分は、一番のネックになっている。事例をどれだけ持っていられるか、それによってどれだけ相談に応じられるかがキーになると思われる。条例作りを進めていく際は、できるだけ、差別が起きた事例だけではなく、「合理的配慮をどういう形で提供したのか、あるいは、できなかったのか」という事例を集めることが重要であり、それを紛争解決の仕組みにも役立てていく仕組みを作ることが考えられる。</p>
<p>施設やサービスを受ける当事者から見たとき、提供する側にそのつもりはないけれども、すれ違い、行き違いが発生しているところもあるかもしれない。そうした点があらかじめ分かっていたらありがたいので、その点を聞きたい。</p>	<p>利用者の話をよく聞いてほしいというのが一番にある。施設、公共交通を含め、「利用者が何を求めているのか」を出発点にしてほしい。逆に、こちらが求めていることをされる場合もあるので、そうしたことをするときには、是非、利用者が何を求めているのかということコミュニケーションしてほしい。</p>
	<p>条例を作るときにお願いしたいことが2点ある。<u>先行して条例を制定した自治体で、協議会に参加したが、非常に残念に思ったことが一つある。市町村の事例が上がってこないことである。相談を持って行くシステムが周知されていない。</u>昨年7月には、神奈川県で殺傷事件があり、障がい者の名前を伏せてほしいという話も出た。これは、社会の中で、「障がい者である」ということを表明するのが怖いという雰囲気が出ているためと思われる。こうした現状が残っているので、相談がしやすいような地域を作り、地域での相談事例が県レベルに収れんされていくシステムを作ることが必要ではないかと感じている。</p>

## 有識者からの意見聴取の概要

### 1 「障害のあるアメリカ人に関する法律」(ADA)について

- ①アメリカで1990年に制定された「障害のあるアメリカ人に関する法律」(ADA)は、障がい差別についての「社会モデル」を取り込んでおり、諸外国の障がい者差別禁止法制に大きな影響を与えた。

#### ○社会モデル

心身の機能障がいだけが「障がい」の原因ではなく、障がいのない人を基準に作れている社会によって、「障がい」が発生している(※1)と見る考え方(※1)例えば、「足が不自由」という機能障がいがある人が直接の不自由の原因ではなく、「段差がある」という社会的障壁によって、移動困難という「障がい」に直面しているとする。

- ②ADAは、主に、(1)雇用差別(使用者による差別禁止)、(2)公的機関による差別(州・地方自治体による差別禁止)、(3)公共施設における差別(民間事業者の差別禁止)を定めている。

- ③ADAは、「資格のある障がいを有する個人」(※2)に対して、障がいを理由にして不利益を与えることを禁止する構造になっている。

(※2)「資格のある」とは、その社会活動の本質的機能を営むことができることを指す。例えば、「足が不自由なピアニスト」は、ピアニストとして優秀であれば、「資格のある個人」となり、「ピアニストとして優秀なのに、足が不自由だということ」を理由にして不利益に取扱うことは、差別に当たる。

- ④ADAは、(1)直接差別の禁止、(2)間接差別の禁止、(3)合理的配慮の提供義務を定めている。

(1)直接差別：障がいを直接の理由にして差別すること

(2)間接差別：表面上は、障がいを理由にした差別ではないが、障がいのある人に対して不利益な効果のある行為(※3)

(※3)例えば、「耳の聞こえない人が会議に参加することを知りながら、手話通訳者や文字通訳者を配置しない」

(3)合理的配慮の提供義務：(1)と(2)の差別禁止と「裏表」の関係にあり、「差別」を回避するために行われるもの

### 2 アメリカでの差別に関する訴訟と行政救済

- ①アメリカでは、障がい差別をめぐる、裁判がしばしば起こされている。しかし、雇用の場面では、障がいのある労働者に不利な判断がされる傾向にある。「公的機関」や「公共施設」での差別については、障がい者に好意的

な裁判例がある。

- ②アメリカは訴訟大国であるが、訴訟による枠組みは充足的なものではない。行政機関による救済の枠組みも非常に重要な役割を果たしている。

### 3 障害者差別解消法の課題

- ①障害者差別解消法は、「各論」が欠けており、対応要領や対応指針による具体化が必要となっている。
- ②「不当な差別的取扱い」に、「間接差別」が含まれるのかが明確でない。
- ③民間事業者の合理的配慮は努力義務とされているが、差別的取扱いの禁止との整合性には疑問がある。例えば、ホテルにおいて、視覚障がい者であることを理由に、宿泊を拒否することは許されない（差別的取扱い）。その結果、ホテルは、視覚障がい者の宿泊を認めなければならないが、その場合には、利用者が安全に宿泊できるよう、配慮が必要になる。この配慮とは、まさしく「合理的配慮の提供」に他ならず、事業者であっても、「差別的取扱いの禁止に違反しないために、合理的配慮を義務づけられる」という構造となる。このように、差別的取扱いになることを回避するために、合理的配慮の提供が必要になる場面があるにもかかわらず、これを努力義務にするのは、本来は理にかなっていない。
- ④障害者差別解消法における行政救済手続については、ほぼ白紙である。他方で、実効的救済手段（特に行政救済）の必要性は、アメリカにおいても実証されているところであり、条例を制定するとすれば、この点が肝になると思われる。

### 4 裁判例の展開

#### ①教育をめぐる裁判例

- (ア)障がいのある児童・生徒の入園、入学拒否が問題となった事案（徳島県藍住町立幼稚園入園拒否事件、下市町立中学校入学拒否事件など）では、入園、入学を義務付ける決定を行った。
- (イ)裁判所は、「障がいのある児童・生徒には一定の合理的配慮をする必要がある」との前提に立ち、「過度な負担」と当たるかどうかについて判断をしている。

#### ②公共交通をめぐる裁判例

- (ア)裁判所は、2001年頃の事案では、車いす対応トイレが設置されていないことを違法とはいえないと判断したが、傾向が変わっている。

(イ) 2008 年の判決（航空機の搭乗拒否）では、「援助の困難性が高齢者・児童と大きな差異があるか否かは疑問」であり、「対応困難又は対応できない援助」が必要な旅客であったとはいえないと判断した。これらも、「合理的配慮をする必要がある」との前提に立っている。

### ③商品・サービス

・近年、障がいのみを理由として、ある人の利用を排除することは違法であるとする裁判例が確立しつつある（ネットカフェの利用拒否事件など）。

## 5 司法救済の課題

①障害者差別解消法の制定・施行にかかわらず、民間事業者と顧客との関係の中で障がい者を差別することは違法とする裁判例はかなり固まりつつある。ただし、裁判での解決は、ハードな解決であり、全ての人ができるわけではないし、事業者にとっても負担が大きい。

②障害者差別解消法で、行政機関によるソフトな解決ができれば最善であったが、その体制が整わない現在では、地方公共団体が、条例の制定を通じてソフトな解決ができるという状況が望ましいと考える。

質問	回答
行政救済でソフトな解決は重要であるが、アメリカの実例などを聞くと、解釈や判断が非常に微妙で、難しいものがたくさんある。裁判所のような多角的な判断が行政にもできるか。	行政機関は、強制的に証拠を集める手段はないので、当事者の言い分を聞いて、法の趣旨を説明し、法の趣旨にかなった取扱いになっているかを問いただす、「対話のプロセスによる解決」になると思われる。
話し合いがつかない場合に、行政機関が一定の判断をせざるを得ない場合もあり得るが、そういうことは可能か。	合理的配慮の提供がどれだけ過重かを両当事者で考えてほしいということをもまず説明するほかないと思われる。問題は、「過重な負担」がどこまでなのかであるが、今のところ、相場がないので、相場を作っていく作業から始めるしかない。厳密な事実認定は難しいと思われるが、「裁判になったら、あなたたちは負ける」というところが、行政救済が利くポイントになるので、問題解決をした事例を公開することで、相場を作っているのではないか。
行政救済は、ADRのようなイメージを受けるが、アメリカのADAは、行政救済を法律上で規定しているのか。	アメリカの行政救済は、全て法律に根拠がある。ただ、ADAは、公民権法で存在した「雇用機会均等委員会」を活用(準用)して処理している。また、この仕組みは、ADRのような紛争裁断的なものというよりは、当事者の合意、和解を重視したものになっている。
事業者の合理的配慮の提供について、法的義務にすること(上乘せ)は可能か、見解を聞きたい。	条例での義務化は可能と考える。実は、 <u>障害者基本法第4条第1項と第2項は、差別禁止と合理的配慮の提供義務を「裏表」のものだと考えて作られている(第2項は、「それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう」としている)</u> 。それからすると、 <u>障害者差別解消法が、両者を分けて規定したのは、障害者基本法と矛盾するとも言える。条例で差別禁止を規定する場合は、障害者基本法の規定ぶりのような形が望ましい。</u>
法律の実効性の確保について、条例化により、それを補強するといったことが全国的に進んでいる。しかし、法を超えるようなことは条例化が難しいということもあり、「共に健康で豊かな社会を作る」といった趣旨の条例にするといった工夫をしている例も多いと承知している。 参考人におかれては、(差別の禁止について)ガイドラインがある部分を明確化すべきか、それとも、障がいのある人もない人も、地域で暮らしやすいような環境づくりに取り組む条例をまとめるほうがよいか。	条例については、様々なものがある。「共生社会づくり条例」といった名称を持つ条例もあれば、端的に「差別解消条例」という名称のものもある。 「福祉」と「平等」という二つの枠組みがあると考えれば、差別禁止は、「福祉」ではなく「平等」という発想に立つものである。ADAは、この発想でできている。ただし、それだけで十分であるというわけではなく、 <u>日本の法体系では、「平等」と「福祉」もそれぞれ重要だと位置付けられていると言える(障害者基本法の下に、「平等」に関わる障害者差別解消法と、「福祉」に関わる障害者総合支援法がある)</u> 。この点は、意識されるべきではないかと思う。

○参考人(有識者)への質疑(9月21日委員会)

参考資料3-2

質問	回答
アメリカのADAでは、「有能であれば平等」という扱いをしているとのことで、ピアニストの例を挙げられたが、ここでの「有能」について、一般の発表会レベルのもの（プロではないもの）も手当していることになるのか。	同じ利益、同じ権利を達成する場合に、配慮を求める権利はあると言えるが、「障がいがないと得られない権利を、障がいがある人であれば、得られるか」という趣旨の質問であれば、差別禁止からは出てこない。 障がいがあるがゆえに、特定の利益にアクセスできないのであれば、差別に当たる。



## 関係団体からの意見聴取の概要

## 1 社会福祉法人三重県視覚障害者協会

視覚障がい者が社会に理解されなければ、差別や偏見はなくなると最近確信するようになった。他方で、視覚障がいのある方が少なくなっているため、視覚障がいを以前ほど理解しにくくなった状況があると感じる。視覚障がい者がどのようなもので、何が不便であるのかを知ってもらうことが重要である。

## ①差別や配慮がなされなかった事例など

現在では、改善が進んでいるものもあるが、次のような事例がある。

- (ア) 目が見えないにもかかわらず、文書への署名を求められる。
- (イ) ホテルなどで、「介助者と来てほしい」と言われたり、宿泊を断られたりする。
- (ウ) 盲導犬と一緒に入居できる借家を探す、受け入れ可能な借家がなかなか見つからない（火の扱い方やゴミ出しなどを不安視される）。
- (エ) 交通機関の利用を拒否される。
- (オ) 盲導犬を連れている場合に、タクシーの乗車を拒否される（ただし、三重県内ではほとんどなくなっている）。
- (カ) 視覚障がいがあるというだけで、「気の毒だ」などと言われることがあるが、「障がいがある＝不幸」と見られることは、当事者にとって心外なことである。また、「本来はダメなのだが、やります」といった言い方をされると、第三者から逆差別、特別扱いだと見られることがある。

## ②共生社会の実現に向けた課題

- (ア) 啓発については、現在もされているが、障がいを理解するためには、具体的にどうすればよいかという点に踏み込んだものでないと、進まないのではないか。視覚障がい者が社会で生きていくために、どのような方法があるか、どう仲良くしていけばよいかという点に進んだ啓発、事業が必要ではないかと思う。
- (イ) 視覚障がい者が社会参加するには、バリアの除去が必要になる。ホームドアの設置などは難しいと思うが、周りからの声掛け、人的支援は必要である。これらを徹底すれば、電車のホームでの転落事故などは防げるのではないか。

## 【質疑応答】

参考資料 4 - 2 のとおり。

## 2 三重県自閉症協会

自閉症は、過去には、「親の育て方に原因がある」と見られ、親たちは辛い思いをしてきた。現在では、認知機能に問題があり、情報伝達がうまくいかないことが原因であると言われ、対人関係の困難さ、コミュニケーションの困難さ、こだわりと興味の狭さなどが特徴とされる。

### ①差別や配慮がなされなかった事例など

- (ア) 言葉での自己表現が苦手なため、不審者に間違えられてしまうことがあり、変質者と誤解され、釈明できずに逮捕されてしまう事例もある。
- (イ) 抽象的なこと、曖昧な表現が理解できず、職場で言われがちな、「きちんとやっておいて」などの表現が理解できずに苦しみ、職場を去らざるを得なかった事例がある。
- (ウ) 近年では、障がい者採用の枠に「発達障がい」が入ったが、職場での十分な理解や障がい特性に応じた指導が十分にされておらず、苦労している者も多い。

### ②共生社会の実現に向けた課題

- (ア) 自閉症は、生まれつきのものであるため、ずっと付き合っていくことになるが、適切な子育て、教育、周りの支援などによって改善することができる。他方で、分かりにくい障がいであるため、誤解されたり、配慮が行き届かなかつたりすることがあるので、理解を広げることが最も重要である。
- (イ) 理解を広げるためには、インクルーシブ教育が重要であり、同じクラスに障がい児の居場所があることは、健常の子たちの成長にもつながる。しかし、現状では、地元の学校への入学を歓迎されないこともあり、その点が課題である。
- (ウ) 「18 選挙権」がスタートしているが、「候補者の名前を書くということが理解できず、自分の名前を書く」、「慣れない環境に混乱して走り回る」などの行動をとってしまう場合があり、選挙に連れて行くことを諦める家庭もある。誰もが選挙に行けるよう、環境整備（投票用紙を、丸を付ける方式にする、顔写真を付けるなど）を検討していただけるとありがたい。

### 【質疑応答】

参考資料 4-2 のとおり。

### 3 特定非営利活動法人三重難病連

三重難病連は、県から、難病相談支援センターの運営の委託を受けているが、昨年1,700件ほど受けた相談案件のうち、就労に関するものは約30%(429件)あった。

#### ①差別や配慮がなされなかった事例など

- (ア) 退職者からの面接相談では、(1) 長期の療養から復帰してすぐに解雇された、(2) 難病であると分かってすぐに解雇された、などの事例があった。
- (イ) 求職者からの面接相談では、(1) 難病のため就職ができない、(2) 入院を繰り返しているため、社会経験が不足し、どう就職活動をすべきが分からない、(3) 何度も申込みをしているが、面接までいけない、などの事例があった。
- (ウ) 電話などでの相談では、(1) 仕事のミスが出てきたため、作業を外された、精神的に不安定になった、(2) 子が職場で殴られるなどのいじめを受けた、(3) 病気が感染するといった、勤務先の上司や同僚から理解のない発言をされた、などの事例があった。

#### ②共生社会の実現に向けた課題

- (ア) 難病患者については、失業手当の障がい者に対する優遇措置の対象に入っていない者があるが、こうした対応は差別的な扱いではないかと我々は考えている。
- (イ) 就労支援に関し、難病患者は、健常者と障がい者の谷間にあり、70%が自主退職又は解雇によって退職している。それには、企業の理解不足が影響している。
- (ウ) 難病患者に配慮した取組としては、「ハート・プラスマーク」の普及がある(岐阜県で実施)。外見で分かりにくい内部障がい者などについて、駅などでの配慮や災害時に安全に避難するための支援などを呼びかけるもので、難病への理解を深めるため、こうした取組を進めてもらいたい。

#### 【質疑応答】

参考資料4-2のとおり。

#### 4 一般財団法人三重県知的障害者育成会

##### ①差別や配慮がなされなかった事例など

- (7) 平成 28 年 7 月に、神奈川県の障がい者支援施設で殺傷事件が発生したが、障がいを理解するための教育が子どもの頃から行われていれば、あのような事件は起きなかったのではないかと思う。
- (イ) 以前には、知的障がいの子を持つ親（特に母親）は、「生んだ責任」、があるかのように言われたり、「育て方の問題」と言われたりしてきた（今もないわけではない）。
- (ウ) 知的障がいのある子の家族は、兄弟姉妹に障がいのある子がいることを理由に、いじめを受けることがある。
- (エ) 三重県では、親が望めば、障がい児学級ではなく、通常の学級で学ぶことができるようになってきたが、他の子の親から、「一緒に学級にしないでほしい」と苦情が寄せられることもある。

##### ②共生社会の実現に向けた課題

- (7) 知的障害者育成会では、県の職場実習を受託しており、障がい児教育を一度も受けてこなかった人からの応募もあるが、これらの人と家庭を見ると、他の障がい者への差別意識があり、同じような友達を持つこともできず、悪い人からの誘いに引き込まれるなどの問題を抱えている。このような問題の解決には、障がいのある人が、同じ地域に住む子たちと同じように体験、経験を積んでいけるようにすることが大切である。
- (イ) 障害者差別解消法で「合理的配慮」が規定されたが、我々は、「accommodation」という言葉が「配慮」と訳されたことに異議を持ってきた。この単語は、「便宜」、「助け」という意味を本来持っており、「心が動いて、相手を支えよう」という気持ちになれることが大切だと考えている。男女、老若にかかわらず、お互いが助け合って生きていく社会であれば、障がいがあろうとも生きやすい社会になっていくと思う。
- (ウ) 知的障害者育成会では、国家・地方公務員の欠格事由に「成年被後見人であること」が挙げられていることは不合理であるとし、県議会にも請願した。県議会は、請願を踏まえ、意見書を国に提出されたが、このように思いを受け止め、応援していただけるような地盤が作られていけば、皆が生きやすい社会になると思う。

#### 【質疑応答】

参考資料 4-2 のとおり。

## 5 特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会

三重県精神保健福祉会は、千葉県の関係団体とも交流があり、千葉県で条例が制定されてからの状況を聞いたが、「状況は変わらない」とのことであった。精神障がい者を取り巻く状況は、抜本的な取組がなされない限り、進まないのではないかと感じる。

### ①差別や配慮がなされなかった事例など

精神障がい者への偏見は強く、三重県精神保健福祉会で相談を受けた事例だけでも、次のようなものがある。

- (ア) 医療機関で特定健康診断を受けようとした際、「統合失調症」であることを伝えると、受診を断られた。不当な拒否であるとして、抗議したところ、受診はできたが、受診中に男性看護師が2人付くという特別扱いがされた。
- (イ) 旅行会社のツアーに参加していた人（統合失調症の患者）が、「他のツアー客の中に嫌がっている人がいる」との理由で、途中から申込みを拒否されるようになった。
- (ウ) 統合失調症の患者が家族にいと、アパートの入居を断られる（他の入居者が不安視するなどの理由を言われる）。
- (エ) 学校の近くにグループホームを建設しようとしたところ、「子どもが危ない」などとして、地元から強い反対を受けた。

こうした事例には、「精神障がい者は何をするか分からない」という大きな偏見が伏在している。

また、精神障がい者は、不審者扱いされることが非常に多い。日中に散歩をしていたところ、通報されるといった事例もある。

### ②共生社会の実現に向けた課題

- (ア) 精神障がい者は、長らく雇用算定率の対象とされておらず、平成30年度にようやく義務化されることになったが、就労支援が今も大きな課題である（接客業では、門前払いも珍しくない）。
- (イ) 統合失調症については、まだまだ理解が進んでいない。1900年から2002年まで（約100年間）、「精神分裂病」と呼ばれ、人格否定の扱いを受けてきた。三重県からは、誤った病名が当事者や家族に悪影響・労苦を与えてきたことを認めるメッセージを国において発信されるよう、働きかけをしてほしい。こうしたことは、精神障がいの誤解、偏見をなくし、差別を解消する突破口になるのではないかと思う。また、三重県知事からも、そうしたメッセージしていただきたい。

### 【質疑応答】

参考資料4-2のとおり。

## 6 公益社団法人三重県障害者団体連合会

かつては、「障がい者は、障がいのない人とはできることが違う」という目で見られがちで、障がい児は、当然のように、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校などに振り分けられるなどしていた。

従来は、「障がいを克服し、社会に適応する」という考え方（医療モデル）であったが、社会参加を妨げる状況に問題があるとの考え方（社会モデル）が普及し、障害者差別解消法も施行された。これにより、状況が変わりつつあると感じている。例えば、声掛けなどを積極的にしてもらえるようになった。

### ①差別や配慮がなされなかった事例など

しかしながら、対応が不十分な点もまだ残されている。

- (ア) 宿泊施設で盲導犬を連れて利用することを断られる。
- (イ) 公共施設のホールなどで、車椅子利用者用の席が後ろにしかない。
- (ウ) 身体障がい者が利用する施設への通路に雨除けの屋根が設置されていない箇所がある（総合文化センターの例）。

### ②共生社会の実現に向けた課題

- (ア) 障害者差別解消法は、大枠しか定められていないため、県の条例で具体化を図ってほしい。条例づくりに当たっては、他県のを参考にしながら、三重県らしいものを作ってほしい。
- (イ) 条例では、「障がいのあるなしにかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会の実現」を目指してほしい。
- (ウ) 国において、「バリアフリー2020」が進められており、各県もバリアフリー化の計画策定が望まれる。
- (エ) 障害者差別解消法は、行政や事業者のみだが、行き届いていないところがあると思われるので、その点の対応を求める。ただし、合理的配慮の義務化は金銭的な負担もあるので、その点を踏まえつつ、取組を進めてほしい。
- (オ) 相談体制については、身体障害者相談員が市町に移ったことにより、弱体化してしまったのではないかという印象がある。県に主導してもらいたい。
- (カ) 障がいについての知識の普及啓発を進めてほしい。
- (キ) 事業者の取組促進のため、差別解消に取り組む事業者への表彰制度を作ってほしい。
- (ク) 最近、リニア新幹線やセントレアの施設整備などで意見を述べる機会があったが、地下深くに作る構造になっている、身体障がい者用駐車場に屋根がないなど、障がい者にとって非常に不便な作りになっている

る案が示され、障がい者の視点での設計が不十分だと感じた。建物や公共施設を整備する際は、障がい者からの意見聴取を行う取組を進めてほしい（整備した後では容易に直せないため）。

**【質疑応答】**

参考資料4－2のとおり。

○社会福祉法人三重県視覚障害者協会への質疑(10月12日委員会)

参考資料4-2

質問	回答
<p>制度的な支援（福祉の後押し）が必要だとのご指摘だが、具体的にどのようなことか。</p>	<p>障がい者の自立・社会参加を進めるための施策は色々となされているが、まだそれだけでは不十分である。年金、手当や仕事によって、それなりの収入は得られるが、障がいがあると、生活がひっ迫していることもあるので、生活を支える支援も必要である。ただ、自立・社会参加あるいは職業訓練のための施策が更に必要だと思う。自立のためには、中途失明者も増えているので、生活スキルの訓練、歩行上達の訓練のほか、同行援護という支援があるが、これの利用についてハードルが高いという現状がある。日本の視覚障がい者は、従来はあんま、しん灸師などの資格で、病院や老人保健施設などで就労してきたが、そこからも排除されているつつある現状がある。職業的自立のためには、これまでに培われたノウハウを政策的に後押ししてほしい。</p>
<p>啓発について、理解をするために踏み込んだ施策（より進んだ啓発）をしてほしいとおっしゃられたが、具体的な内容があれば、教えていただきたい。</p>	<p>行政や公共機関では、視覚障がい者の誘導の方法はご存じのようであるが、生活上の工夫になると、ほとんど理解がない。 例えば、障がいの特性や「日常生活でこんな工夫をしている」といったことを積極的に共有すべきだと思う。</p>
<p>しん灸師などのほかに、療養のための措置を行うものとして、整体師などの職業があるが、そうした点に対して行政からの手立てを求めているか。</p>	<p>しん灸師などの業態について、行政の先導により、視覚障がい者が自立するための職業としてのカバーをしてほしい。視覚障がい者も、免許とスキルがあれば、これらの職業で生活ができるという過去の実績とノウハウがあるので、その点を認めてほしい。法律上は取締対象なのだが、なかなか取り締まれない実態がある中で、行政からは、「あなたたちで努力しなさい」という言い方しかなされてこなかったと感じている。障がい者の職業的自立から方法はあるのではないか。</p>
<p>ホテルに宿泊した際に、マッサージを依頼したことがあるが、後で分かったところでは、ほとんどが無資格者だった。県などが設置する相談窓口に対して、ホテル・旅館でのことを相談しているか。相談した場合、どのような回答だったか。</p>	<p>ホテルや旅館で、資格のあるマッサージ師が雇われない背景には、身軽に動ける人でないと雇いたがらない、マッサージ以外の仕事もできる人を採用したがるといった状況がある。老人保健施設などでも同様である。</p>



質問	回答
<p>協会から、ホテル・旅館に対して、有資格者の採用を要請されているか。</p>	<p>以前には、ホテル・旅館業の団体に対し、協会から要望はしたが、最近は行っていない。要望をした際、その趣旨を理解いただいたが、「有資格者を募集したが、来なかった」と言われた。そのため、無資格と分かっているにもかかわらず、採用をせざるを得ないという状況がある。</p>
<p>障がいがあることがどういう状況なのかを理解するための具体的な取組について、どのようなお考えをお持ちか。</p>	<p>県で障がいを理解するためのプログラムを組んでもらっているが、なかなか若い障がいのある方が来ない。協会の役員をしている者などばかりになりがちである。                  一つには、そうしたところに参加しても、なかなか物が言えないことがある。正論だと思って指摘すると、逆にひどい目に遭うのではないかというおそれが当事者の間でぬぐい去れていない。当事者がきちんと意見を言えるという人権意識を持たないと、本音のところでは進まないのではないかと思う。                  最初は、障がいに対する理解、どういうことが必要なのかを当事者、健常者に具体的に教える機会をどんどん増やしていく必要がある。</p>

○三重県自閉症協会への質疑(10月12日委員会)

質問	回答
<p>就労以外に、社会生活上のもので、改善が必要と思われるところがあれば、お聞かせいただきたい。</p>	<p>たくさんの人に障がいの理解を広げる制度が必要だと感じる。 教育において、特別支援学校に行ってしまうのではなく、なるべく地域の学校で過ごすことが望まれる。障がい児を小さい頃から見ている地域の方がそばにいるため、とても心強い。 地域の学校で育つと、例えば、町内の会社に就職をした際、一緒に過ごした同級生やその親が職場にいて助けられるというメリットもある。</p>
<p>委員会視察時に、教育に関係する相談が多く、特に進路・進級に関するものが多いと聞いた。学校において加配措置の対応を図るためには、親の理解も必要になるが、親が子の障がいについて、どのような理解で捉えるケースが多いか。</p>	<p>親は、子どもが生まれたときに、障がいを持っていると考えているわけではなく、特に、言葉が話せる、勉強もできるという場合には、「障がいのある子」の枠に入れられることになかなか納得しにくい。同じような仲間がいると思ったとき、学校から診断や先輩の親の話を書くことを紹介され、自閉症協会仲間に出会うことなどにより、受け入れられるということがある。 自閉症協会では、同じような子を持つ親が相談に対応する「ペアレントメンター」という資格を作り、後輩の親にアドバイスをしている。</p>
<p>自閉症協会の活動については、どのような形でお知りになったか。</p>	<p>ホームページもあるが、各ブロックに役員がおり、特別支援学校に行ってから、会員と非会員の情報交換をしており、それを通じて知るケースもある。 月2回、役員で会議を開催するが、その際は、「オープンハウス」というスタイルを取り、「子が自閉症と言われ、話がしたい」という親を受け入れて、話をするなどしている。 学校の教員や発達支援センターの職員などに、自閉症協会の賛助会員になっている方がおり、そうした方からの依頼を受け、お話をすることもある。</p>
<p>発達障がいのある子が、地域の学校に行けない場合もあると聞くが、その比率は把握されているか。</p>	<p>自閉症協会では、比率の統計は取れないため、把握していないが、特別支援学校を希望される方もかなり多いとは思っている。 過去には、地域の学校に特別支援学級がないなどの制約があり、現在とは状況が異なっているが、希望に沿った形で進級ができれば良いと思う。</p>
<p>障がいのある方が、親がいなくなった後にも生活が困難にならないよう、行政に要望したいことがあれば、お聞きしたい。</p>	<p><u>例えば、別府市では、「親亡き後の相談所」というものができていると聞いた。</u> <u>子どもたちを見ていると、「現在住んでいる地域で住み続けたい」という気持ちがあると思うので、現在のヘルパー派遣や送迎サービスなどが働いている人にも使え、今の生活が続けられるようになるとありがたい。</u></p>

○特定非営利活動法人三重難病連への質疑(10月12日委員会)

質問	回答
平成28年度の件数を見ると、障害者差別解消法の施行後も変わっていないか。	状況は変わっていない。
条例を制定する場合、就職での不利益を解消していくに当たって、どのような対応がよいと思われるところがあれば、教えていただきたい。	<u>長期の入院が必要な内部疾患については、企業においてなかなか理解が得られないので、難病への理解を深めていただきたい。</u>
難病連が相談を受けた場合、労働基準監督署などに指導を要請するなどの取組はされているか。	ハローワークなど、三者ほど関係機関があるので、そこで対応をされていると思う。
「ハートプラス・マーク」については、内部障がい、難病患者が所持しておられるという理解でよいか。また、難病については、認定も増え、種類もたくさんあると思うが、難病連への加盟者はどの程度か。	三重県全体では、難病患者は、14,889名いるが、難病連に入っている方は3,000人弱で、三割に満たない。 「ハートプラス・マーク」は、岐阜県では、知事の指示により、難病団体の全員に配布するなどされた。三重県の「思いやり駐車場」などに近い。
難病の対象になる方はどのぐらいいるか。	平成27年度に難病支援法が改正され、その際は58疾患であったが、今年の夏に、330疾患に増えている。ただし、軽症者は特定疾患から外れることとなる。 三重県の方で対象になっているのは、330疾患のうち、133疾患である。

○一般財団法人三重県知的障害者育成会への質疑(10月12日委員会)

質問	回答
<p>合理的配慮の訳語についてのご指摘に関して、「配慮」という言葉の意味合いについて、育成会ではどのようなご議論があったか。</p>	<p>合理的配慮については、求めないと受けられないが、その点が問題と考える。知的障がいの人が、差別事象を認識できるか、配慮を求めることができるかを本人にどう説明できるかが難しい。「助け」であれば、受け止めやすい（他には、「支援」というのもあり得るが、有償、無償の区別が必要になる）。「配慮」と大上段に構えると、当事者に分かりにくいのではないかと感じる。</p>
<p>リストカットをしてしまう事案などについては、親や地域などが障がいを理解し、ケアをしていくことが重要であるというお話と理解してよいか。</p>	<p>それぞれの家庭に色々な事情があり、他の家族にも障がいがあると、十分に面倒を見られないことがある。テレビのチャンネル選びやおやつを食べるなどに、兄弟との間でつまはじきにされていると、人の関心を引こうとして、そうした行動をとってしまう（周りが騒ぐことで、自分の存在が認められると感じる生活をしている）。</p>
<p>親が障がいを受け入れられないという課題の解決について、三重県での地盤づくりに関し、どのように考えておられるか。具体例があれば、教えていただきたい。</p>	<p>育成会では、県の委託を受けて、人権問題研修会をやっており、その中で家族支援のワークショップをやっている。親も子も別々の人生を歩みつつ、親の掌だけで子が生きるというスタイルではなく、親も人生を楽しんでいけば、子も少しずつ手を放しながら成長していけるのではないかというスタイルのワークショップである。現在は試案の段階であるが、今後一つの仕掛けをしていきたいと考えている。</p>
<p>障がい特性を理解するには、どのような方法があるか。</p>	<p>知的障がいと言っても、全部同じではない。原因不明のものもあれば、ダウン症のように染色体異常によるものなど、様々である。我々がもっと情報発信をしていく必要があると思う。 ただ、全般的に、若い世代が入りにくいという課題がある。障害者総合支援法に移行し、支援が受けやすくなった反面、団体に入って情報を持つ必要性が低くなったためである。 共に育っていく中で、障がい特性に合った教育を受けながら、目の前でお互いが育っていくという環境が整備されれば、そうしたことを理解した子が育ち、現在のような状況が緩和されるのではないかと感じる。</p>

○一般財団法人三重県知的障害者育成会への質疑(10月12日委員会)

質問	回答
<p>選挙権の行使について、投票用紙の工夫などを求めたいとの声がある。知的障がいの場合は、そうしたとしても難しいところはあると思うが、このことについてどう考えるか。</p>	<p>選挙権については、選挙権回復運動の際に全国でアンケートをした。そこでは、投票の練習をさせているとの回答が多く見られた。 選挙では、指さしできる方は立会人が代書してくれるが、指さしできない方はそれもできないので、私自身は子を投票に連れて行くことを諦めていた。ただ、成年被後見人になってから、投票券が届かなくなったことに大変ショックを受けた。 <u>顔写真と名前を示されれば、選挙ができる人は出てくると思う。親と子の人生は別のものであり、親が代わって子の投票をするのはおかしいと思うので、障がいのある人がきちんと投票をすることができるように、国で検討していただかないといけない。</u></p>
<p>昨年、神奈川県で起きた殺傷事件において、被害者の名前の公表をめぐる騒ぎになったと思うが、このような事件の報道の在り方について、お考えを聞きたい。</p>	<p>育成会の中でも、名前を公表すべきだという考えがある。警察が親に名前の公表を聞かれたが、そこには、知的障がい者の家族が抱える色々な問題に対する忖度（そんなく）があったと思う。ただ、公表したくないと表明した親を責めないでほしいと育成会からは意見を送った。 障がいのある人がいる家族は、これまでに色々な差別を受けてきた、障がいのある人がいる家族では、兄弟姉妹、特に女性が縁遠くなりやすいといった苦しみを経験されている。こうしたことに思いを致すと、公表しないでほしいと表明した家族を責めることはできない。 他方で、「生きた証がほしい」という思いから名前を公表される親もあり、そうした決断をすることを待ってあげることも必要ではないかと思う。</p>

○特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会への質疑(10月17日委員会)

質問	回答
<p>三重県の障がい者相談センターでは、知的障がいと身体障がいについては、支援課があるが、精神障がいに対するものはない。制度的なもので、当事者と話し合いをする機関の設置は望まれているか。</p>	<p>当事者に対するものは、行政間、地域間の差はあると思うが、<u>一定程度行き届いているのではないかと思う。問題は、家族の状況である。家族は、周りを見て、例えば、津市在住の方は隣町に相談に行くという現状がある。家族に対する地域ごとの支援が大切だと感じている。</u>          私どもは、<u>支援センターに対し、「家族からの相談にも耳を傾けてほしい」と要請しているが、本来業務ではないため、その点はみていただきたい。</u></p>
<p>これまでにあった事例では、家族会が交渉などをされているようであるが、行政機関が間に入る方法は必要とお感じになっているか。</p>	<p>我々としては、<u>行政で対応してもらえらば、ありがたいところである。しかし、難しいところもある。</u>          過去に、行政にも立ち会ってもらい、協議した事例があるが、<u>証拠がないと行政からは強く言えないという限界がある。家族などが同席していると、相手もそれを意識するが、おそらく、行政だけの対応だと難しいと思う。</u></p>
<p>手帳を保有する方は、通院されている方も含めると、少ないのではないかというイメージがある。手帳の申請に関する事情はご存じか。</p>	<p>都市化されている地域ではそれほどでもないが、例えば、東紀州のような地域では、<u>迷惑をかけているのではないかという思いから、手帳を申請することにも気兼ねする状況がある。去年、四日市市が、2級の通院助成を100%にしたら、手帳申請が増え、津市よりも増加した。</u>  <u>地域差による誤解・偏見の問題もある。小さな町で、手帳の申請をすると、町の職員が皆知るということになる。そうしたことが目にかかり、負担になっている。</u></p>
<p>障がい者雇用に関しては、手帳保持者でないとカウントされないと聞いたが、それは事実か。</p>	<p>基本的にそうである。  <u>ただ、精神障がい者の定義は二つある。障害者基本法では、「日常生活をする上で大幅な制限を受ける者」とされているが、精神保健福祉法では、「統合失調症あるいはそれに類する病名を有する者」とされており、これが課題である。</u>  <u>障害者基本法の定義で三障がいを統一してほしいという思いがある。</u></p>
<p>精神保健福祉会の入会状況は。</p>	<p>一番多かったときは、380名の会員がいた。現在は、300名を切っている。          会員の基準は、「年会費を収めること」というものであるが、その周りにつながっている人は、100人ほどいる。          引きこもり状態などのときに、医療にかかり、初期症状のうちに治療をする人は多くなっているが、家族会にはなかなか入らない状況にある。家族会には、重症化した段階で入られることが多い。</p>

○特定非営利活動法人三重県精神保健福祉会への質疑(10月17日委員会)

質問	回答
<p>差別事例としてお聴きしたものの中には、「家族会に入っていたから把握できた」というものもあったと聞いた。家族会に入っていない方も少なくないようであるが、条例を作ったときに、そうした方にも届くか不安がある。その点はどうかお考えか。</p>	<p>その点については、病院との連携が必要と考えている。入院や通院をしている方の家族への「家族教室」について、行政が支援し、病院が開催しやすいようにしてほしい。病院が家族教室をすると、患者と医師という関係があるおかげで、参加率が高い。当事者や家族がどう対応していくかの訓練（SST：ソーシャル・スキル・トレーニング）も周知しやすい。会としては、関係者とつながっている病院とつながり、そこで関心を持っている方を紹介していただくという取組をしている。</p>

○公益社団法人三重県障害者団体連合会への質疑(10月17日委員会)

質問	回答
三重県らしい条例のイメージについて、教えてください。	既に他県などで条例ができるところもあり、それらを参考にした上で、「三重県ではこうだろう」というところを取り入れて、条例を作ってほしい。「三重県にしかないもの」を求めるという意味ではなく、三重県の状況を踏まえた取組を入れてほしいという趣旨である。



## 障がい者差別事案に関する三重県の相談体制等について

## 1 相談窓口

- (1) 健康福祉部（障がい福祉課企画・社会参加班）  
主務者1名（課長補佐兼班長）、副務者1名（主事）で対応
- (2) 教育委員会（人権教育課）  
主務者1名（指導主事）、副務者2名（指導主事）で対応
- (3) センター（障害者相談支援センター地域支援課）  
主務者1名（主査）、副務者1名（主幹）で対応  
※平成29年4月から、相談窓口として位置付け

## 2 平成28年度の相談状況

- (1) 平成28年度の県への相談件数

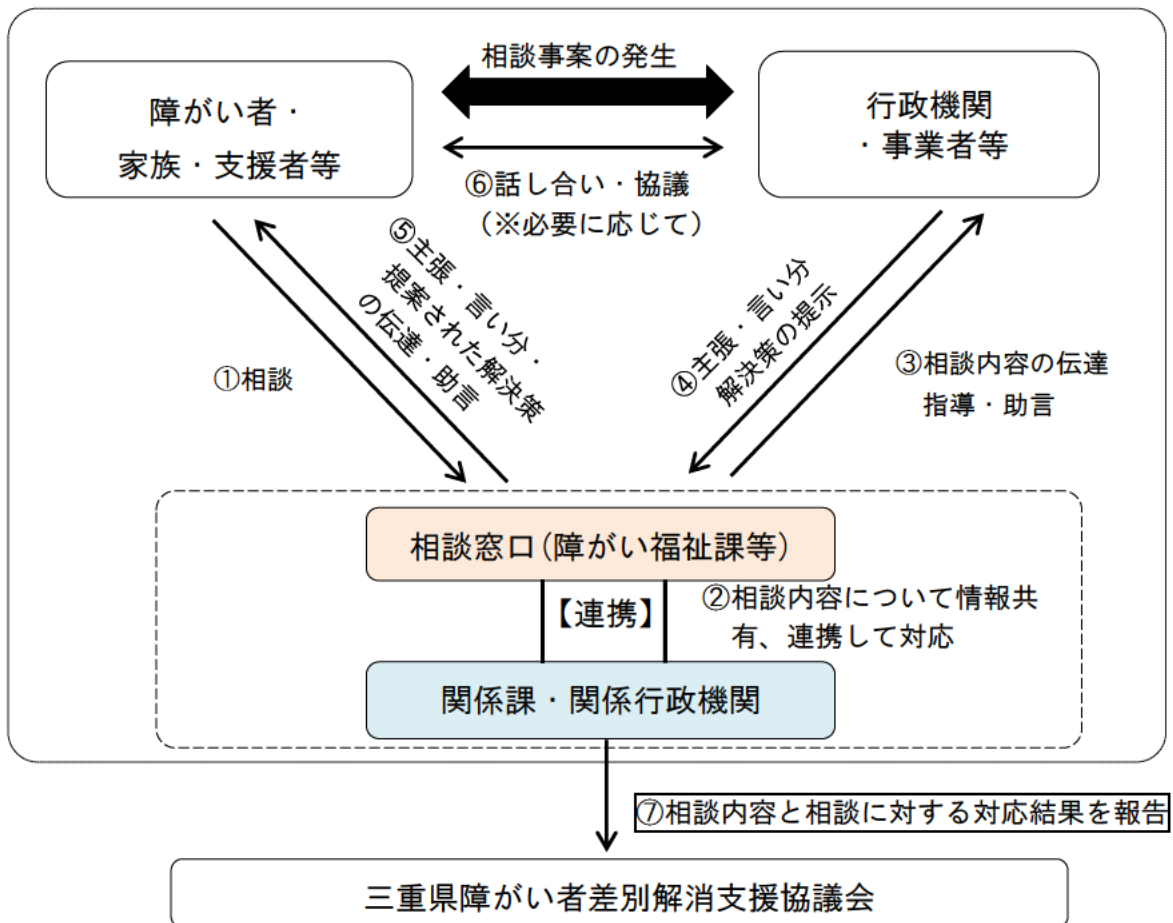
相談窓口	障がい福祉課	人権教育課
件数（件）	19	2

※障がい福祉課19件の中に、人権教育課2件が重複

- (2) 相談種別

相談種別	件数（件）
不当な差別的取扱い	2
合理的配慮の提供	2
環境の整備	1
雇用	2
虐待	
苦情	9
その他	3
合計	19

### 3 相談対応のイメージ



※協議会の庶務は、障がい福祉課において処理

### 4 9月21日の委員会における質問事項

- ①事業者等の主張の言い分・解決策の提示の内容が適切であるかについて、相談窓口では判断せずに、そのまま障がい者等に伝えるのか。

#### 【執行部からの聴き取り結果】

行政機関や事業者の言い分・提示された解決策の内容次第である。

明らかに妥当な内容と判断できれば、そのまま相談者に伝える。反対に、明らかに妥当でないときは、行政機関や事業者に再考を促す。また、妥当か否か判断が難しい時は、そのまま相談者に伝え、相談者からの反応を待つてその後の対応を考えることになる。

相談者が納得すれば相談への対応は終了し、納得しなければ、その理由を行政機関や事業者に伝え、対応策について再考を求める。

なお、場合によっては、相談者と行政機関や事業者との間で、直接話し合う場を設定することもある。

- ②相談窓口は、どこかが責任をもってではなく、それぞれの部署が独立して対応しているということか（各相談窓口の連携）。

**【執行部からの聴き取り結果】**

相談等に対しては、相談を受け付けた機関が中心となりながら、関係機関が連携して対応している。

例えば、障がい福祉課の相談窓口で教育分野の相談がなされた場合、県教育委員会の相談窓口に対応を依頼するなど、相談の内容に応じて、適切な相談窓口を有する行政機関につなぐ。また、事案によっては異なる行政機関の相談窓口が連携し対応することもある。

なお、各相談窓口に寄せられた相談への対応結果については、障がい福祉課が報告を受け、主要な相談事例について、「三重県障がい者差別解消支援協議会」で情報共有を図る。

- ③教育委員会の窓口については、県立学校向けか。また、なぜ教育委員会だけ窓口があるのか。

**【執行部からの聴き取り結果】**

基本的に県立学校に関わる相談を受けているが、小中学校からも相談はある（なお、各市町教育委員会にも相談窓口が設置されており、各市町教育委員会と連携を図り、対応している）。

県では、執行機関ごとに職員対応要領を作成しており、それぞれに相談窓口を設置している。また、県の窓口である障がい福祉課とも連携し、情報共有を行っている。

※障害者差別解消法では、対応要領の作成に係る努力義務は、「地方公共団体の機関」に課せられていることから、原則としては、地方公共団体の判断により、地方公共団体全体（長）として又はその執行機関ごとに作成することとなる。

- ④相談の結果について、和解されたのか、不服があつて訴訟まで上がっているのかといったデータはあるか。

**【執行部からの聴き取り結果】**

このようなデータはないが、相談への対応に当たっては、相談者が納得感を得られ、相談者と相手方が合意できる結論になることを目指している。

⑤合理的配慮を提供する側（事業者）が、合理的配慮の手法や、どこまで配慮すべきかの相場観、障壁（バリア）が発生しないように予防していくための手法について、相談する場合、窓口はこの相談窓口でよいのか。また、そういった実績があるのか。

**【執行部からの聴き取り結果】**

事業者が合理的配慮の提供等について相談する場合、より適切な助言等を受けていただくためには、各省庁が事業分野別の対応指針を示していることから、その事業分野を所掌する行政機関に相談していただくことが望ましい。

ただし、障がい福祉課等の相談窓口においても、相談があった場合には、できる限りアドバイスを行っている。

また、地域福祉課のユニバーサルデザイン班においても、問い合わせがあった場合には、ユニバーサルデザインの観点から合理的配慮についてアドバイスを行っている。

○障がい福祉課になされた具体的な相談事例（県庁内部からの問合せ）

**【質問】** 県がイベントを開催するにあたり、障がい者に配慮する必要があると考えますが、参加者一人ひとりに障がいの有無について問い合わせることはできません。また、どのような障がい者が参加し、どのような配慮が必要かわかりません。

**【回答】** 障害者差別解消法が施行され、障がい者への合理的配慮の提供は、行政機関の義務となっています。

提供する配慮については、イベントへの参加申込用紙に、「何らかの配慮が必要な場合は、事前に申し出てください。」と記載し、その申出の内容に応じて（場合によっては求める配慮の内容を聴取し、相手方と話し合いながら）、過重な負担とならない範囲で提供したらよいのではないのでしょうか。